

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成28年3月28日
【会社名】	株式会社ジーンテクノサイエンス
【英訳名】	Gene Techno Science Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河南 雅成
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北二条西九丁目1番地
【電話番号】	011-876-9571(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 上野 昌邦
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区北二条西九丁目1番地
【電話番号】	011-876-9571(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 上野 昌邦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,000,001,150円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	816,327株	完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数：100株

(注) 1 平成28年3月28日開催の取締役会決議によります。なお、合同会社Launchpad12（東京都港区麻布十番一丁目10番10号、以下「本合同会社」といいます。）は、当社が発行する普通株式（以下「当社株式」といいます。）、本新株予約権及び本新株予約権付社債を対象とする公開買付け（公開買付け期間：平成28年4月15日から平成28年5月30日まで、当社株式の買付価格：1株につき3,000円、第1回新株予約権の買付価格：1個につき200,000円、第2回新株予約権の買付価格：1個につき11,779,416円、第3回新株予約権の買付価格：1個につき1円、第4回新株予約権の買付価格：1個につき1円及び本新株予約権付社債の買付価格：1個（額面25,000,000円）につき39,723,000円、買付予定数の上限及び下限：設定なし。以下「本公開買付け」といいます。）を予定しております。本公開買付けの詳細につきましては、本合同会社が平成28年3月28日付で公表した「株式会社ジーンテクノサイエンスが実施する第三者割当増資の引受け及び株式会社ジーンテクノサイエンス株券等（証券コード4584）に対する公開買付けの開始予定並びにそれらに伴う資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。また、本有価証券届出書にかかる新株式の発行及び本公開買付けに先立ち、平成28年3月28日に当社とNKリレーションズ株式会社の間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。本資本業務提携契約の内容については、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況（）当社とノーリツ鋼機が有するそれぞれの強みの相互補完」をご参照ください。なお、本第三者割当増資による新株式の発行については、平成28年3月31日開催予定の臨時株主総会において、発行可能株式総数を増加させる定款変更の議案が承認されることを前提としております。

2 本新株予約権とは、下記(イ)～(ニ)に掲げる新株予約権をいいます。

(イ) 平成18年11月15日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）

(ロ) 平成25年2月28日開催の当社取締役会の決議及び平成25年4月26日開催の当社臨時株主総会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

(ハ) 平成26年3月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

(ニ) 平成27年8月11日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）

本新株予約権付社債とは、平成25年2月28日開催の当社取締役会の決議及び平成25年4月26日開催の当社臨時株主総会決議に基づき発行された第1回転換社債型新株予約権付社債をいいます。

3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	816,327株	2,000,001,150	1,000,000,575
一般募集			
計（総発行株式）	816,327株	2,000,001,150	1,000,000,575

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
2,450	1,225	1株	平成28年4月13日		平成28年4月13日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3 上記株式を割り当てた者から申込みが行われなかった株式について失権となります。
4 申込みの方法は、申込期間内に後期申込取扱場所へ申込みをするものとし、払込期日に下記払込取扱場所に発行価格を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部	札幌市中央区北二条西九丁目1番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 日本橋支店	東京都中央区日本橋室町四丁目3番18号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,000,001,150	25,000,000	1,975,001,150

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、アドバイザー費用及び変更登記費用等となります。

（２）【手取金の使途】

上記の差引手取概算額につきましては、主要事業であるバイオシミラー（バイオ後続品）事業における研究開発への追加投資及び製造委託費用、新規バイオ事業の検討・研究開発費用に充当する予定であります。

「第３ 第三者割当の場合の特記事項、６ 大規模な第三者割当の必要性」において後述するとおり、他社との競争環境を勘案すると、バイオシミラー事業においては当社の優位性をさらに強化し他社からの追従を許さない状況を構築する必要があり、またこれに関連する新規バイオ事業につきましても機を逸さず着手することが重要です。当社としては、一定の纏まった資金と時間を集中的に投下することで、着実かつ迅速に事業化を推進して参りたいと考えております。

具体的な開発品目毎の使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
バイオシミラー事業		
GBS-002～009のうち４品目に係る製造方法の確立・非臨床試験にかかる費用	525	平成28年４月～平成31年３月
GBS-001～009のうち２品目の原薬製造委託にかかる製造委託費用	388	平成28年４月～平成29年３月
新規バイオシミラーパイプライン３品目の細胞株構築、製法プロセス・品質の検討にかかる費用	462	平成28年４月～平成30年12月
新規バイオ事業		
新規バイオ事業（再生医療含む）の検討・非臨床試験等の研究開発費用	600	平成28年７月～平成31年６月

（注）１ 上記の使途及び金額は、現時点での当社の研究開発方針を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が研究開発方針を変更した場合あるいは研究開発環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、研究開発が順調に進捗した場合を前提としており、今後の研究開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。その際には速やかにその旨を開示いたします。

２ 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金で運用する予定であります。

GBS-002～009のうち４品目に係る製造方法の確立・非臨床試験にかかる費用（注）

既存のバイオシミラーパイプライン（開発中の医薬品ごとのプロジェクトのこと。）は、バイオ医薬品の製造の元となる細胞株構築や基本製造技術（少量生産方法）の確立が順調に進捗しており、今後は、順次商用に向けた製造技術（大量生産方法）の確立や非臨床試験を実施してまいります。また、国内のみの販売でなく、海外展開も視野に入れております。このため、手取金のうち525百万円をこれらのパイプラインにおける国内での承認申請の加速と海外での承認に必要なデータを取得する研究開発費用等に充当する予定です。

（注） GBS-002及びGBS-004はがん疾患、GBS-003、GBS-005及びGBS-009は免疫疾患、GBS-006は循環系疾患、GBS-007は眼疾患、GBS-008は感染症を対象とするバイオ医薬品になります。

GBS-001～009のうち２品目の原薬製造委託にかかる製造委託費用

平成28年度の原薬製造供給における原薬製造委託にかかる製造委託費用、品質関連の試験費用、細胞株等の維持費用には年間約450百万円を要しております。今後もこれらの需要の伸長が予想されており、安定的に供給をするためにも、原薬製造委託にかかる製造委託費用として388百万円を充当する予定です。

新規バイオシミラーパイプライン３品目の細胞株構築、製法プロセス・品質の検討にかかる費用

当社の既存のバイオシミラーパイプラインに加え、新たなバイオシミラーの開発に着手すべく、既に様々な企業との協議を進めております。当社は、平成25年５月に国内初のバイオシミラーとして、フィルグラスチム

（注）のバイオシミラーを成功裏に上市しており、バイオシミラーの事業化においては競合他社より一日の長があります。この当社の優位性をさらに強化し、競合他社からの追従を許さない状況を構築すべく、新規バイオシミラー３品目を追加してまいりたいと考えております。このため、手取金のうち462百万円をこれらの新規バイオシミラーパイプライン３品目における細胞株構築、製造プロセスの開発及び、非臨床試験にかかる試験研究費用等に充当する予定です。

（注） フィルグラスチムとは、がん化学療法による好中球減少症や再生不良性貧血に伴う好中球減少症に用いられる医薬品です。

新規バイオ事業（再生医療含む）の検討・非臨床試験等の研究開発費用

「第3 第三者割当の場合の特記事項、6 大規模な第三者割当の必要性」において後述するとおり、バイオ医薬品を含むバイオ産業の市場規模は今後急速に拡大することが見込まれています。当社は上記のとおりバイオシミラーの開発に注力することで早期の事業の安定化と収益化を目指したいと考えておりますが、バイオ市場の急拡大に機を逸することなく適応し、当社が高い収益性と成長性を兼ね備えたバイオテクノロジー関連企業であり続けるためには、バイオシミラーの開発と並行して新規のバイオ事業の開発を行うことが重要と考えております。この観点から、当社は、従前より行っているバイオ新薬の研究開発を継続するとともに、当社のこれまでの研究開発ノウハウの根幹にあります細胞株を扱う技術を活用し、再生医療の一つである細胞医療に応用してまいります。バイオ新薬の開発及び再生医療への新規参入にあたっては、開発品目としての科学的妥当性及び事業性の検証を行うために薬効薬理試験、安全性試験、細胞株構築、小規模の製造の検討を行う必要があります。この観点から、手取金のうち600百万円を新規バイオ事業の検討・非臨床試験等の研究開発費用に充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	合同会社Launchpad12
本店の所在地	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
代表者の役職及び氏名	職務執行者 深見 雄太
資本金	1,000,000円（平成28年3月15日現在）
事業の内容	株券等の資産の取得、所有及び売買
主たる出資者及びその出資比率	NKリレーションズ株式会社 100.00%

（注）NKリレーションズ株式会社（以下「NKR」といいます。）は、ノーリツ鋼機株式会社（以下「ノーリツ鋼機」といいます。）がその議決権の100%を所有する完全子会社です。

b 提出者と割当予定先、NKR及びノーリツ鋼機との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

（注）当社との関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

c 割当予定先の選定理由

（ ）当社の事業戦略

イ バイオシミラー事業

当社はこれまで、バイオ新薬の研究を進めることと並行して、相対的に短期で開発が可能であり上市の確率が高いバイオシミラーの開発に重点を置き、早期に安定的な収益基盤を確立することを目指して事業を推進してまいりました。具体的には、上場時以降に調達した資金約27億円で、主要パイプライン4品目（GBS002～009）に優先順位を定め、開発を進めてまいりました。その開発努力が実り、昨年8月に持田製薬株式会社とのがん治療領域におけるバイオシミラーの業務提携を、11月に千寿製薬株式会社との眼科治療領域におけるバイオシミラーの資本業務提携を実現し、着実に事業を進展させてまいりました。

この数年、バイオシミラーの相対的な開発リスクの低さ及び市場の拡大予想等が相まって、新たにバイオシミラー事業へ参入を試みる企業もあり、競争は次第に激しくなっております。しかしながら、バイオシミラーの開発には幅広い経験と深い知識が要求されるため、一筋縄で進まないのが実情であり、日本で初めてバイオシミラーの上市を行った当社のように、開発の初期段階から上市に至るまでの実績を有している企業

は多くはありません。その結果として、最近では、当社の実績に着目した様々な企業から、当社とのバイオシミラーでの共同開発の可能性についての協業を持ち込まれることが多くなりました。

当社としては、この機を逃さず、バイオシミラーのパイプラインをさらに拡充して新たな提携を実現させ、当該提携先との協業により、競合他社の追従を許さない迅速な開発を行うことで、バイオシミラー事業における日本のみならず世界でのリーディングカンパニーを目指して邁進したいと考えております。

これまでの複数のバイオシミラーの開発における経験から、当社は、臨床試験を始めるまでの研究開発の段階で、1品目当たり5～10億円の開発費用が必要であると考えております。前述のとおりバイオシミラー事業に対する各企業の関心は高まっていることと、提携候補先企業との協業の形、当社としての物的・人的リソース等を踏まえ、既存のバイオシミラーパイプラインのうち4品目の開発をさらに重点的に進めるとともに、新たなバイオシミラーのパイプライン3品目を取り揃えてまいりたいと考えております。これにより、当社のバイオシミラー事業は、次の事項を通じて当社の企業経営の安定性をさらに強固にすることが期待できます。

既存パイプラインについては、開発マイルストーン収益の早期実現及び先発品のバイオ医薬品の特許の満了時期に遅滞なく上市し、将来の売上高からの収益を実現

未提携のパイプラインについては、他社よりも早く開発を進め、より開発品の価値を高めることで、より優位な経済条件での提携を実現

新規バイオシミラーパイプラインの追加により新たな提携先との協業し、企業価値の向上を実現

もっとも、上記各バイオシミラーパイプラインの開発は、バイオ新薬の開発と比較すれば短期間とはいえず、それでも5～7年の開発期間を要することから、これを着実に進めていくためには、長期的展望に立ったまとまった開発資金が必要な状況にあります。

□ 新規バイオ事業

「第3 第三者割当の場合の特記事項、6 大規模な第三者割当の必要性」において後述するとおり、バイオ医薬品を含むバイオ産業の市場規模は今後急速に拡大することが見込まれています。

当社としては、バイオ産業における市場の急拡大に機を逸することなく適応し、当社が高い収益性と成長性を兼ね備えたバイオテクノロジー関連企業であり続けるためには、バイオシミラーの開発と並行して、バイオ新薬、再生医療、遺伝子治療を含む新規のバイオ事業の開発を行うことが必要と考えております。

当社は創業以来、自社内でバイオ新薬のシーズ(基礎研究の段階にある医薬品の開発候補品のこと。)を生み出すと同時に、大学・公的研究機関や企業等の持つシーズの探索を積極的に進めてまいりました。今般、これらの中から芽吹きそうなシーズの幾つかを事業化ステージに引き上げるべく、開発資金の投下を考えておりますが、新たなバイオシーズの事業化を成功させるためには、資金的な面のみならず、人材・ネットワーク力の面での拡充が重要な鍵となってまいります。また、当社のこれまでのバイオシミラー事業における研究開発ノウハウを活かすことのできる近接分野である再生医療分野へ参入するうえでも、資金的な面のみならず、人材・ネットワーク力の面での拡充が必要な状況にあります。こうした人材・ネットワーク力の面での拡充は、当社単独の力のみでは限界があるのが実情です。

() ノーリツ鋼機グループの事業戦略

一方、ノーリツ鋼機は、創業者・西本貫一氏が昭和18年4月に創業した個人経営の写真館を前身とし、「写真印画紙自動水洗器」の開発を機に昭和31年6月に設立され、写真処理機器の製造・販売を行ってまいりました。そして、平成8年2月に株式会社大阪証券取引所市場第二部に上場、平成9年9月に株式会社大阪証券取引所市場第一部に指定、平成9年11月に株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)市場第一部に上場しております。ノーリツ鋼機の平成27年3月期の連結売上高は545億円、自己資本比率は51.1%に上り、上場企業としての高い知名度と信用力を有しています。平成21年4月には、写真処理機器事業に依存した事業構造からの転換を果たすことを目的に、完全子会社であるNKRを設立し、ノーリツ鋼機グループの従来のコア事業との直接的な関連性にとらわれることなく、より大局的な視点から、将来性・安定性のある事業のM&A及び新規事業展開を積極的に行っています。平成28年2月には、創業の事業である写真処理機器事業を譲渡し、成長性の高い領域にリソースを再配分するためのグループ再編を実施する姿勢を鮮明にしています。

ノーリツ鋼機グループは、成長性の高い領域にリソースを再配分するに際して、医療領域を戦略的領域として位置づけており、これまでレセプトデータの分析・活用事業及び遠隔画像診断事業などの医療情報分野のM&Aや、株式会社日本再生医療による再生医療等製品の実用化事業、バイオマーカー検査を中心にした予防医療事業などの新規事業の立ち上げを行い、グループの新たな柱として成長させてまいりました。

このように、ノーリツ鋼機グループは、創業の事業を譲渡することと並行して、新しく医療領域を立ち上げており、その過程でグループの持つネットワーク力を最大限に活用し、様々な人材を惹きつけるとともに、グループの中で一つ一つの企業を有機的に結合させており、グループ全体として医療領域における事業価値の最大化を実現する、高いレベルでのM&A及びM&A後の事業運営に係るマネジメントのノウハウを備えています。

もっとも、ノーリツ鋼機グループとして、バイオテクノロジー分野にこれまで以上に踏み込み医療領域のポートフォリオを厚くしていくには、バイオテクノロジーの分野における高度な知識と幅広い経験をもった人材並びにバイオテクノロジー分野において実績のある企業を取り込んでいくことが必要な状況にあります。

() ノーリツ鋼機との資本業務提携検討の経緯

両社が上記のような事業戦略を個別に描いている中で、当社は、次の成長に向けた新規バイオ事業のシーズを鋭意探索、検討するため、平成27年末頃、ノーリツ鋼機との間で、同社グループが保有する再生医療事業を始めとするバイオ事業シーズについて技術的な評価及び協業の可能性を検討する打合せの場を持ちました。

かかる打合せの場において、両社は、バイオシミラー事業や再生医療を含めたバイオ事業に対する両社の将来展望が同じ方向にあることを確信するとともに、それぞれが保有しない強みを相手方の中に見出しました。

かかる打合せをきっかけに、両社は、当初想定していた単なる新規バイオ事業のシーズにおける協業に留まらず、両社の強みを持ち寄ることで、様々なバイオ事業シーズを包括的に事業化する方向で提携できれば、事業化の成功確率をより高めることができ、結果的に両社の企業価値をより向上させることができるのではないかと考えるに至り、協業を検討する範囲を広げて、協議を継続してまいりました。

そして、平成28年1月中旬、当社はノーリツ鋼機より出資を含む包括的な協業の可能性についての打診を受けました。

() 当社とノーリツ鋼機が有するそれぞれの強みの相互補完

当社のバイオシミラー事業をはじめとするバイオ医薬品事業において培ってきた研究開発における広範な知見及び高度なノウハウ並びに高品質なバイオ医薬品を安定的により廉価に製造するノウハウと、ノーリツ鋼機グループの保有する医療領域における人材・ネットワーク力、M & A及びM & A後の事業運営に係るマネジメント力、再生医療や医療データ等を事業領域とする医療子会社、並びに安定的な資金力は、両社の強みを長期的に補完し合うものであります。

また、当社は、様々な製薬企業との協業を通して一つのバイオ製品を事業化していく事業モデルであるため、特定の製薬企業の連結子会社となることは、当社の事業化モデルの構築・発展を阻害するおそれがあります。この観点からは、むしろノーリツ鋼機グループのような、これまで異業種に取り組んできた企業グループの一員として、特定の製薬企業色を出さずにこれまでの事業展開スタイルを貫くことが、当社の事業化モデルの強みを最大限に活かす、将来的にも新規バイオ事業をさらに成長させるものと考えられます。

そして、当社が今後様々な企業との協業を進めていく上では、当社自身が上場企業として知名度や信用の向上に努めて優秀な人材の獲得を進めていくだけでなく、既に上場企業としての社会的及び資金的な信用を有し、成長性の高い領域にリソースを再配分するに際して医療領域を戦略的領域として位置づけているノーリツ鋼機の連結子会社となることにより当社の経営基盤の長期的な安定感が増すと考えられます。

両社は、相互の強みを総括し、バイオテクノロジーを応用して創造された日本発のバイオ製品を継続的に事業化し、世界の人の健やかな心身への貢献を目指すという画期的な試みに挑戦いたします。

当社はバイオ産業に関して、この画期的なグループ経営モデルの下、新規バイオ事業を立ち上げ、経産省の掲げる2030年までに国内約20兆円規模というバイオ産業市場の一翼を担えるよう、この新たなチャレンジに挑みます。また、当社は日本のバイオテクノロジーの技術力の高さのみならず、高度な知的集約産業分野の事業化を円滑に推進し、世界のヘルスケアへ大きく寄与する企業として成長してゆくべく、新たな成長ステージへ向かいます。

以上の経緯及び両社における検討の結果、当社及びノーリツ鋼機グループは、本合同会社による本第三者割当及び本公開買付けを通じて、当社が上記「第1 募集要項、4 新規発行による手取金の使途」で記載した資金を得るとともにノーリツ鋼機の連結子会社となること、当社及びノーリツ鋼機グループ双方の企業価値及び株主価値の最大化に繋がることと考えることと一致したことから、当社は、平成28年3月28日開催の取締役会において、本資本業務提携契約を締結するとともに、本合同会社を割当先として選定することを決議いたしました。また、当社は、本合同会社による当社の連結子会社化を目的とした本公開買付けを実施することについて賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主、本新株予約権の保有者及び本新株予約権付社債の保有者の皆様のご判断に委ねることを合わせて決議しております。なお、本公開買付けに関する当社の意見表明の詳細につきましては、当社が平成28年3月28日付で公表した「合同会社Launchpad12による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び資本業務提携のお知らせ」をご参照ください。

（資本業務提携契約の概要）

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

- イ N K R と当社は、以下の内容の業務提携を行うものとし、詳細は別途協議の上決定する。
- (a) 当社のバイオ医薬品の事業化に向けた相互協力
 - (b) N K R の子会社又は関連会社との資本業務提携
 - (c) バイオ関連企業への出資などの検討における相互協力
 - (d) バイオ技術（新規バイオ医薬品、再生医療、診断薬、遺伝子診断、機能性食品、ヘルスケアサービス等を含むがこれらに限らない。）を応用した事業シーズの探索及び事業化に向けた相互協力
 - (e) N K R の子会社又は関連会社が有する医療情報データベース及びビッグデータ解析力のバイオ医薬品の事業化に向けた活用
 - (f) (a)～(e)を国内外にて実現するための当社及びN K R の子会社又は関連会社との人材交流及び事業ネットワークの相互活用
- ロ 当社は、第三者割当の方法により、以下の内容で本合同会社に当社株式を割り当て、本合同会社はこれを引き受ける。
- 募集株式の種類：普通株式
募集株式の数：816,327株
払込金額：募集株式1株につき金2,450円
払込金額の総額：金2,000,001,150円
払込期間：平成28年4月13日
割当方法：第三者割当の方法により、本合同会社に全てを割り当てる。
- ハ 当社は、本合同会社が本公開買付けを開始する旨を公表した場合、(a)かかる公表日と同日に、取締役会決議により、本公開買付けに賛同する旨を決定し、その内容を公表するものとし、また、(b)公開買付けの開始日において本合同会社により本書が提出された場合、同日に、法令等に従い本公開買付けに賛同する旨を内容とする意見表明報告書を提出し、(c)本公開買付けが終了するまで本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回しない。但し、本公開買付けが終了するまでの間に、当社が、本資本業務提携契約に定める条件より当社にとって有利であることが明白な条件で第三者から出資、公開買付けを含む資本業務提携の申し出を受けた場合において、当該申し出を拒むことが当社の取締役の善管注意義務に違反するときは、この限りでない。
- ニ 当社は、本公開買付けの終了時までの間、本第三者割当増資及び本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある行為に関する提案、接触、勧誘、情報提供、協議等（但し、相手方の提案を理解するために必要最小限の接触及び協議を除く。）を行わない。但し、本公開買付けが終了するまでの間に、当社が、本資本業務提携契約に定める条件より当社にとって有利であることが明白な条件で第三者から出資、公開買付け等を含む資本業務提携の申し出を受けた場合において、当該申し出を拒むことが当社の取締役の善管注意義務に違反するときは、この限りでない。
- ホ 当社は、平成28年6月に開催予定の当社の定時株主総会終結時までの間、善良な管理者の注意をもって、当社が本資本業務提携契約の締結以前に行っていたものと実質的に同一かつ通常の方法によりその業務の執行及び財産の管理・運営を行い、その事業、業務、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー又は将来の収益計画若しくはその見込みに重大な悪影響を及ぼすおそれのある行為を行わない。
- ヘ 当社は、ウィズ・ヘルスケアが、本合同会社及び当社に対して書面による同意をしている場合には、当社の取締役会決議により、本合同会社が本第三者割当増資により取得した当社株式並びにウィズ・ヘルスケアが、その保有する第2回新株予約権及び本新株予約権付社債に係る新株予約権を行使することにより取得し、本公開買付けに応募することにより本合同会社が取得した当社株式について、本合同会社を当該定時株主総会において議決権を行使することができる者として定める。
- ト 本合同会社及びN K R は、当社の株式が東京証券取引所の定める上場廃止事由に該当したときは、当社の株式の上場が維持されるよう、株式の売出し、立会外分売等の発行会社の上場廃止の回避のための方策について、当社と誠実に協議し、かかる方策について本合同会社及びN K R と当社の間で合意がなされた場合には、当該合意された方策を実行する。
- チ 本公開買付けの結果、本合同会社の所有する当社の株式（潜在株式を含む。）の持分比率が51%を超えた場合において、本合同会社が当社の株式の買増しを行うときは、予め当社と協議する。持分比率が51%を超えなかった場合において、本合同会社が持分比率の51%を超えて株式を買い増すときも、同様とする。
- リ 当社は、(a) 定款及び取締役会規程の変更等、合併等の組織再編、事業譲渡及び譲受、募集株式の引受け、合併契約、資本提携その他の企業再編、募集株式、募集新株予約権等の発行等（当社の発行済株式総数（潜在株式を含む。）に対する本合同会社（ノリツ鋼機の子会社及び関連会社を含む。）の所有する当社株式（潜在株式を含む。）の持分比率が51%を下回らず、第三者割当増資の場合は当該第三者が引受けによって取得する株式（潜在株式を含む。）の持分比率が5%未満であり、かつ、発行価額その他これに類する価額が公正価額を上回っている場合を除く。）、自己株式の取得等、中期又は各年の事業計画及び予算の作成又は変更、会計方針の変更、その他株主総会の決議が必要とされる事項等を行う場合にはN K

Rから事前の書面による承諾(但し、NKRはかかる承諾を不合理には留保しない。)を取得し、(b)当社に対する訴訟等の提起、申立又は終結、重要な契約等の終了、主要取引先との取引停止又はそのおそれ、事業、業務、資産、負債、財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼすおそれのある事項等が生じた場合にはNKRに当該事項の発生後速やかに書面による報告を行う。

又 当社の取締役(社外取締役を除く。)の総数は偶数とし、NKRがその総数の半数の取締役を指名する権利を有する。また、原則として、当社の平成30年3月期に係る定時株主総会の終結時以降であって、かつ、当社がノーリツ鋼機の連結子会社でなくなったときは、NKRは当社の発行済株式総数(潜在株式を含み、自己株式を除く。)に対する本合同会社が所有する当社の株式(潜在株式を含む。)の数の割合に応じた半数未満1名以上の数の取締役を指名する権利を有する。当社は、当社の社外取締役を招聘するときは、NKRと協議し合意の上、これを行う。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 816,327株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が本第三者割当増資により取得する当社普通株式を原則として長期的に保有する方針であることを書面により確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確認書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先である本合同会社の資金等の状況について、本合同会社はその親会社であるNKRからの融資により、NKRはその親会社であるノーリツ鋼機からの融資により、本第三者割当増資に係る払込み資金を用意する旨の説明を受けております。また、本合同会社はNKRから別途協議の上定める具体的条件(利率・期間等)により、21億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得し、加えて、NKRはノーリツ鋼機から別途協議の上定める具体的条件(利率・期間等)により、21億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しており、当社はこれらの融資証明書を確認しております。なお、当社は、ノーリツ鋼機に融資のための資金力があることを、ノーリツ鋼機の直近の財務諸表により確認しております。以上より、本合同会社の資金等の状況については、当社への払込日時点において要する資金については特段問題なく、本合同会社による本第三者割当増資の払込みに関して確実性に問題はないものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である本合同会社は、ノーリツ鋼機がその議決権の100%を所有する完全子会社であるNKRが、当社の普通株式取得を目的として設立した買収目的会社です。ノーリツ鋼機は、東京証券取引所市場第一部に株式を上場しており、会社の履歴、役員及び主要株主等について有価証券報告書等の法定開示書類において公表しております。これらに加え、ノーリツ鋼機は、東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の中で、反社会的勢力との関係を一切持たない旨の宣言をしております。また、本資本業務提携契約において、本合同会社は、反社会的勢力との関連を有していないこと等を表明し保証しています。以上より、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。また、割当予定先を運営するNKRの代表者に対する面談等を通じ、各関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資における発行価額につきまして、当社取締役会は本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成28年3月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とし、それ以前の株価推移をも勘案して、2,450円を発行価額といたしました。

当該価額は、東京証券取引所における当社株式の取締役会決議日の直前営業日（以下「基準日」といいます。）の終値に対して9.93%とのディスカウントとなりますが、基準日以前1ヶ月間（平成28年2月26日～平成28年3月25日）の終値平均である2,435円（円未満四捨五入。以下、終値平均の計算において同様に計算しております。）に対しては0.62%のプレミアム（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様に計算しております。）、基準日以前3ヶ月間（平成27年12月26日～平成28年3月25日）の終値平均である2,033円に対しては20.51%のプレミアム、基準日以前6ヶ月間（平成27年9月26日～平成28年3月25日）の終値平均である2,174円に対しては12.70%のプレミアムとなっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、第三者割当増資の発行価額は、原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であるべきこととされており、この発行価額は当該指針に準拠するものであります。また、当該発行価額は、当社が本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社、本合同会社及びNKRから独立した第三者算定機関である山田FAS株式会社から取得した平成28年3月25日付株式価値算定書の結果（市場株価法2,033円から2,720円、DCF法：1,455円から3,443円。）に鑑みても適正であり、本第三者割当増資は特に有利な発行価額に該当しないものと判断しております。

なお、平成28年3月28日開催の取締役会に出席した当社監査役の3名（社外監査役2名）が、上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しているため、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される株式数816,327株が平成28年2月23日現在における当社の発行済株式数2,885,442株に占める割合は28.29%（小数点以下第三位四捨五入。以下、割合の計算において同様に計算しております。）であり、当該割当数量に係る議決権の総議決権数に占める割合は28.30%となり、一定の希薄化が生じます。

一方で、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項、1 割当予定先の状況、c 割当予定先の選定理由」に記載したとおり、当社が上記「第1 募集要項、4 新規発行による手取金の使途」で記載した資金を得ることは、当社が高い収益性と成長性を兼ね備えたバイオテクノロジー関連企業であり続けるために必要であり、かつ当社がノーリツ鋼機の連結子会社となることは、当社及びノーリツ鋼機グループ双方の企業価値の最大化につながり、ノーリツ鋼機グループと安定的な長期の関係を構築するものと判断しております。

また、本第三者割当増資における発行価額は、上記(1)のとおり、平成28年3月25日の東京証券取引所における当社株式の終値に対してはディスカウントとなるものの、基準日以前1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間のいずれの終値平均に対してもプレミアムを乗せた価額となっており、当社株式の1株当たりの経済的価値への影響を考慮しても相当であると考えられます。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資により、当社普通株式につき1株当たりの議決権比率が希薄化するものの、その当社の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成28年2月23日現在の当社の発行済株式総数2,885,442株に係る議決権の総数は28,840個であり、本第三者割当増資により発行される新株式816,327株に係る議決権数は8,163個となりますので、当該新株式に係る議決権数の平成28年2月23日現在の当社議決権総数に対する割合は28.30%となり、本第三者割当増資により大幅な希薄化が生じます。

したがって、本第三者割当増資は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
合同会社Launchpad12	東京都港区麻布十番一丁目10番 10号			816	22.06
ウィズ・ヘルスケア P E 1号投 資事業有限責任組合	東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グ リーンヒルズMORIタワー36 階	191	6.65	191	5.19
千寿製薬株式会社	大阪府大阪市中央区平野町2-5- 8	138	4.81	138	3.75
柿沼 佑一	埼玉県さいたま市中央区	115	3.99	115	3.11
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISC (FE-AC) 常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A "BB UNITED KINGDOM 東京都千代田区丸の内2-7-1	114	3.96	114	3.09
ガイドードリンコ株式会社	大阪府大阪市北区中之島2-2-7	100	3.47	100	2.70
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	97	3.38	97	2.64
谷 雅史	香川県東かがわ市	50	1.73	50	1.35
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2- 10	45	1.59	45	1.24
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	44	1.56	44	1.21
計		898	31.15	1,714	46.34

(注) 1 募集前の議決権比率は、平成28年2月23日現在の株主名簿上の株式数に、平成28年3月28日までに大量保有報告書等により確認できる異動を加味して算出しております。

2 募集後の議決権比率は、募集前の株式数をもとに、本第三者割当により増加する株式数を加えて算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

(大規模な第三者割当を行うこととした理由)

() バイオ医薬品市場の動向

20世紀後半のバイオテクノロジーの目覚ましい発達に伴い新たな分野として現れたバイオ医薬品は、それまでの低分子医薬品では治療できなかった希少疾患や難治性疾患を含めた様々な疾患に対し、新たな治療法を提供し、人々のクオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上に大きく貢献しています。古くはワクチンに始まり、インシュリンやエリスロポエチンなどのホルモン製剤、2000年代に入って大きく花開いた抗体医薬、今後注目されている核酸医薬、薬物送達システム機能として組み合わせた医薬品等、多様な形から医療への貢献が期待されています。そのような技術革新の波の一方で、バイオ医薬品の高額な医療費が問題視されるようになり、近年、低分子医薬品でいうジェネリック医薬品に相当するバイオシミラーが日米欧三極において注目されるようになってきました。

Evaluate Pharmaのレポートによりますと、低分子医薬品は既に多くの基本構造骨格が探索し尽くされ、有望な開発候補品が減少しており、市場の成長率も鈍化傾向にあります。バイオ医薬品は2000年以降着実に拡大し、2015年には世界の医薬品総市場約90兆円の内、20兆円超までに成長しています。今後もバイオ医薬品市場は急速に拡大し、2020年頃には30兆円弱の市場規模となるものと予想されています。同時に、複数の大型バイオ医薬品は特許満了時期を2020年前後に迎えるため、バイオシミラー市場は数兆円に達するものと予想されています。

() バイオ産業の動向

バイオ医薬品以外にも、バイオテクノロジーは、人々の生活へ大きく貢献する可能性を秘めています。例えば、患者様一人一人により適した予防・治療法を提供しQOLへの高い貢献度が期待されている個別化医療への応用はその一例です。個別化医療の実現には、その入口となる診断技術やバイオマーカー探索技術、診断された疾患に対する新たな予防や治療法として再生医療技術等の発展が必要ですが、これらはいずれもバイオテクノロジーを根幹とするものです。この数年、iPSやES細胞をはじめとする再生医療の研究開発も盛んになり、これらの研究成果が新たな治療法として実現することが早期に望まれており、その潜在市場性にも高い期待が寄せられているところです。

経済協力開発機構（OECD）によると、バイオ産業の市場規模は、OECD加盟国全体で2030年までに1.6兆ドル（約190兆円）になる見通しです。日本国内の現在のバイオ産業市場規模は年間約3兆円であり、経産省も、再生医療などバイオ産業の市場規模を2030年までに現在の6倍にあたる約20兆円、世界のバイオ市場の10%を日本で育成する目標を掲げる方針です。

() 日本のバイオベンチャー業界の今

バイオテクノロジーを活用したバイオ医薬品、診断薬、遺伝子診断、再生医療、ヘルスケアサービスなどの基礎研究は、従来より日本の大学や研究機関において活発に行われており、世界に伍するレベルの研究結果が多く生み出されています。しかしながら、これまで日本では、これらの研究成果を事業化させることは困難で、日本発の製品がなかなか世界に届けられておりません。むしろ、研究成果は一度、海外企業に買い取られ、海外で研究開発、販売許可が取得された後になって、日本にも輸入されてくるといった事例は枚挙にいとまがない状況です。

その理由は、大きく、資金と人材・ネットワーク力と言われています。

日本ではバイオテクノロジーのようなハイリスクな技術の事業化に向けた纏まった資金を安定的に調達することが極めて困難です。バイオ医薬品をはじめとするバイオテクノロジーを事業化するためには、リスクを覚悟の上で多額の資金を投下し、一定の開発段階に至るまで、一貫通貫に研究開発活動を進めることが必要不可欠です。そうでない場合、中途半端な開発成果しか得ることができず、結果的に全てが無に帰す可能性が極めて高くなります。このように、バイオテクノロジーの事業化にあたっては、投下した資金に比例した開発成果が得られるわけではなく、一定の開発段階に至らなければ投じた資金が無に帰す難しさがあります。そして、リスクを覚悟した多額の資金を集められず、比較的調達しやすい資金額を複数回に分けて調達する方法を採用したために、事業化が頓挫して、折角の開発成果が陽の目をみない例が日本のバイオベンチャーに頻繁に見受けられます。

もう一点、日本においてバイオテクノロジーの事業化が上手く立ち行かない理由に挙げられるのが、人材とネットワーク力です。昨今の知的集約産業において、どのように素晴らしい技術であっても一人の技術者の一つの技術で製品化を実現することは現実的ではなく、幾人もの技術者の多数の知識と技術を結集させ始めて製品化ができます。それはバイオ医薬品を含めバイオ産業においても例外ではありません。残念ながら日本の大学や研究機関、バイオベンチャー、企業間など、いずれにおいても以前よりは出来る限りの連携をしようという流れはありますが、欧米の同分野と比較するとネットワークは未熟であり、人材交流を含

め脆弱です。それ故に個人々人としては研究力や開発力は優れていても有機的に繋がらず、一つ一つの技術が散逸し、複数の技術を組み合わせバイオ製品として結晶化できないもどかしさがあります。

このような状況のもと、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項、1 割当予定先の状況、c 割当予定先の選定理由、() 当社の事業戦略～() 当社とノーリツ鋼機が有するそれぞれの強みの相互補完」に記載のとおり、当社及びノーリツ鋼機は、本合同会社による本第三者割当及び本公開買付けを通じて、当社が上記「第1 募集要項、4 新規発行による手取金の使途」に記載した資金を得るとともにノーリツ鋼機の連結子会社となることから、当社及びノーリツ鋼機グループ双方の企業価値及び株主価値の最大化に繋がるとの考えで一致したことから、当社は、平成28年3月28日開催の取締役会において、本資本業務提携契約を締結するとともに、本合同会社を割当先として選定することを決議いたしました。

() 他の資金調達手段との比較検討結果

なお、当社取締役会における本第三者割当増資と他の資金調達の手段との比較検討結果については、次のとおりです。

まず、間接金融(銀行借入及び社債)による資金調達は、当社の事業内容が上記()に記載したバイオテクノロジーというリスクの高い業種に属しており、比較的短期間に収益化することのできるバイオシミラー事業でさえプロジェクトが収益化するまで数年程度の期間を要することから、事実上調達が困難な状況にあります。

次に、直接金融による資金調達のうち、公募増資及び株主割当においては、多額かつリスクの高い開発資金について出資者を広く募ることから、必要十分な引受先が集まらない可能性が高いこと、株式市場における需給が悪化し、株価下落の要因となる結果、当社の信用や事業に悪影響を及ぼす可能性があること、さらには調達に要するコストが第三者割当増資に比して高いことから、本第三者割当増資と比較して適切でない判断いたしました。

また、ライツ・オフアリングにおいては、ノンコミットメント型と、当社と金融商品取引業者とで元引受契約を締結するコミットメント型のものがありますが、ノンコミットメント型については、当社が最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がないことから採用することができず、また、コミットメント型については上記と同様の問題があること、新株予約権においては、第三者割当増資に比べて資金の調達時期が不安定であることから、本第三者割当増資と比較して適切でない判断いたしました。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資による資金調達が最適と判断いたしました。

(既存株主への影響についての取締役会の判断の内容)

上記「第3 第三者割当の場合の特記事項、4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、第三者割当増資後における、本合同会社の当社に対する希薄化ベースの議決権は22.05%となります。本第三者割当増資により発行する新株式は、816,327株であり、平成28年2月23日現在における当社の発行済株式総数(2,885,442株)の28.29%、当社の総議決権個数(28,840個)の28.30%にあたります。

一方で、上記「(大規模な第三者割当を行うこととした理由)」に記載のとおり、当社が上記「第1 募集要項、4 新規発行による手取金の使途」に記載した資金を得ることは、当社が高い収益性と成長性を兼ね備えたバイオテクノロジー関連企業であり続けるために必要であり、かつ当社がノーリツ鋼機の連結子会社となることは、当社及びノーリツ鋼機グループ双方の企業価値の最大化につながり、ノーリツ鋼機グループと安定的な長期の関係を構築するのに必要な規模と判断いたしました。

また、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、本第三者割当増資における発行価額は、平成28年3月25日の東京証券取引所における当社株式の終値に対してはディスカウントとなるものの、基準日以前1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間のいずれの終値平均に対してもプレミアムを乗せた価額となっており、当社株式の1株当たりの経済的価値への影響を考慮しても相当であると考えられます。

このことから、当社取締役会は、本第三者割当増資は、既存の株主にとって不利益でないものと判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記「第3 第三者割当の場合の特記事項、4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することから、当社は、当社及び当社の経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見の聴取のため、過去において当社及び割当予定先と人的関係、取引関係及び出資関係のない独立した者として、柴田・鈴木・中田法律事務所の柴田堅太郎氏及び中田公認会計士事務所の中田貴夫氏並びに当社社外監査役である森正人氏を選定し、当該3名を構成員とする第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)に対し、本第三者割当増資に関して、本第三者割当増資の必要性及び相当性について意見を求めました。

当社が本第三者委員会から平成28年3月28日付で入手した本第三者割当増資に関する意見の概要は以下のとおりです。

(本第三者委員会の意見の概要)

(1) 結論

本第三者割当増資の必要性及び相当性は認められる。

(2) 本件第三者割当増資の必要性

当社の説明および事業計画等によると、本第三者割当増資は、NKRを含むノーリツ鋼機グループとの本資本業務提携の一環であり、バイオ医薬品市場ひいてはバイオ産業の動向及び我が国におけるバイオベンチャー業界における課題や競争環境を踏まえると、当社の主要事業であるバイオシミラー事業における研究開発への追加投資及び新規バイオ事業の検討・研究開発を重点的かつ迅速に行う必要があるとのことであり、また、当社が得る手取金はバイオシミラー事業及び新規バイオ事業の研究開発費用等に充てられる予定とのことである。

かかる説明に不合理な点は見当たらず、本第三者割当増資の必要性が認められる。

(3) 本第三者割当増資の相当性

ア 有利発行に該当しないこと

本発行価額は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に適合している。同指針に従う限り、裁判所は株主総会決議を欠く有利発行であることを理由とする差止めの対象とはしない旨の基準が確立したと理解されており、0.9を乗じることともまた上記同指針で認められたディスカウントの枠内であることなどから、本発行価額は、有利発行には該当しないものとする。

なお、本発行価額が本公開買付けにおける普通株式の公開買付価格よりも低額である点については、本公開買付価格は、コントロールプレミアムの分配について応募契約を締結する大株主と本合同会社との協議により決定されたものであるのに対して、本発行価額は、当社の資金調達目的達成の観点から当社と引受人との協議に基づいて決定されるものであり、協議する当事者と性質が異なること、有利発行性は原則として発行決議時の株価を基礎として判断すべきであると考えられること、本発行価額の決定については、当社はノーリツ鋼機との間で誠実に協議していると評価されることなどから、発行価額が本公開買付価格よりも低額であることをもって有利発行に該当しないことの結論に影響を及ぼすものではないと思料する。

イ 他の資金調達手段との比較

当社の説明によると、銀行借入及び社債による資金調達は、プロジェクトが収益化するまで長期間を要することから事実上困難であること、公募増資及び株主割当においては、多額かつリスクの高い開発資金について出資者を広く募ることから必要十分な引受先が集まらない可能性が高いこと、また株式市場における需給が悪化し株価下落の要因となる結果当社の信用や事業に悪影響を及ぼす可能性があること、ライセンス・オフリングについては、当社の経常利益の額が正でないことや上記と同様の問題があること、新株予約権においては、第三者割当増資に比べて資金の調達時期が不安定であることから、本第三者割当増資と比較して適切でないと判断したとのことである。

以上の当社による説明には相当性が認められる。

ウ 割当予定先の相当性

本合同会社を割当先に選定した理由としては、本資本業務提携により、当社は、ノーリツ鋼機グループの有する医療領域事業における人材・ネットワーク力及びM&A後の事業運営に係るマネジメント力が得られ、当社のバイオ医薬品事業における強みとの相互補完を図ることができること、特定の製薬企業色を出さずに当社のこれまでの事業展開スタイルを貫くことが可能となること、上場企業として高い知名度を有するノーリツ鋼機の連結子会社となることで同グループの持つ事業上、財務上の信用の後ろ盾を得られることから、当社の企業価値及び株主価値の向上に繋がると考えられたためとのことである。また、本合同会社は本第三者割当増資及び本公開買付けにより取得する当社株式を長期的に保有する方針であるとのことである。

以上は、ノーリツ鋼機グループが本資本業務提携の提携先として相当であり、ひいては、同グループに属する本合同会社が本第三者割当増資の割当予定先として相当であることを基礎付けるものとして評価できる。

エ 本資本業務提携契約における合意の相当性

当社は、本資本業務提携契約書において、業務提携に関する合意を行っている。当社の子会社化取引にとどまらず、ノーリツ鋼機グループとの業務提携の実現が本資本業務提携の重要な目的であることから、上記のような業務提携の実施について合意がなされていることは相当であると思料する。

また本資本業務提携契約では、当社株式が上場廃止基準に該当したときは、NKRと本合同会社は上場が維持されるように、株式の売り出し、立会外分売等の上場廃止回避のための方策を協議するものとされているところ、当社は、上場を維持しつつノーリツ鋼機との本資本業務提携を行うことがその企業価値ひいては株主価値を高めると判断していることから、上記のような上場維持に関する手当ては相当であると思料する。

オ 既存株主への影響

本第三者割当増資により、当社既存株主にとって一定の希薄化は生じるものの、本第三者割当増資は、当社の資金調達を含む本資本業務提携の目的達成のために必要な限度で行われるものであり、さらに、当該目的を達成することにより、既存株主の持株比率及び議決権比率の希薄化を上回る企業価値の向上につながると認識している。

なお、本資本業務提携は本第三者割当増資と本公開買付けを包含した取引であることから、既存株主が本第三者割当増資に不満を持ったとしても、本公開買付けに応募することによりプレミアムを上乗せした対価を得る機会が保障されているといえ、このことは既存株主に与える希薄化の影響を緩和するものであるといえる。

カ 小括

以上を考慮するに、本第三者割当増資には相当性が認められる。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

そして、平成28年3月28日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しましても、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第15期）及び四半期報告書（第16期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成28年3月28日）までの間において有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年3月28日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第15期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成28年3月28日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成27年6月29日提出）

提出理由

平成27年6月25日開催の当社第15回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役1名選任の件

取締役として、谷匡治を選任する。

第2号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 谷 匡治	14,455個	113個	0	(注1)	可決 98.93%
第2号議案	14,297個	282個	0	(注2)	可決 97.85%

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注)2 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上

（平成27年7月21日提出）

提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの：ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合

(2) 当該決議事項の内容

異動前	当該株主の所有議決権の数	2,251個、総株主等の議決権に対する割合	9.36%
異動後	当該株主の所有議決権の数	3,204個、総株主等の議決権に対する割合	12.81%

(3) 当該異動の年月日

平成27年7月17日

(4) 本報告書提出日現在の資本金に額及び発行済株式総数

資本金の額	1,672,288,328円
発行済株式総数	普通株式 2,501,442株

以上

(平成27年7月22日提出)

提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの：ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合

(2) 当該決議事項の内容

異動前	当該株主の所有議決権の数	3,204個、総株主等の議決権に対する割合	12.81%
異動後	当該株主の所有議決権の数	2,204個、総株主等の議決権に対する割合	8.81%

(3) 当該異動の年月日

平成27年7月21日

(4) 本報告書提出日現在の資本金に額及び発行済株式総数

資本金の額	1,672,288,328円
発行済株式総数	普通株式 2,501,442株

以上

(平成27年7月27日提出)

提出理由

平成27年7月21日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

訂正内容

訂正箇所には_____を付しております。

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

(訂正前)

資本金の額	1,672,288,328円
発行済株式総数	普通株式 2,501,442株

(訂正後)

資本金の額	1,673,134,328円
発行済株式総数	普通株式 2,501,442株

以 上

(平成27年7月27日提出)

提出理由

平成27年7月22日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

訂正内容

訂正箇所には_____を付しております。

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

(訂正前)

資本金の額	1,672,288,328円
発行済株式総数	普通株式 2,501,442株

(訂正後)

資本金の額	1,673,134,328円
発行済株式総数	普通株式 2,501,442株

以 上

(平成27年11月24日提出)

提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの：ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合

(2) 当該決議事項の内容

異動前	当該株主の所有議決権の数	2,313個、総株主等の議決権に対する割合	8.99%
異動後	当該株主の所有議決権の数	3,691個、総株主等の議決権に対する割合	13.61%

(3) 当該異動の年月日

平成27年11月20日

(4) 本報告書提出日現在の資本金に額及び発行済株式総数

資本金の額	1,874,541,208円
発行済株式総数	普通株式 2,713,303株

以 上

(平成27年12月1日提出)

提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの：ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合

(2) 当該決議事項の内容

異動前 当該株主の所有議決権の数 3,691個、総株主等の議決権に対する割合 13.61%
異動後 当該株主の所有議決権の数 2,303個、総株主等の議決権に対する割合 8.49%

(3) 当該異動の年月日

平成27年11月30日

(4) 本報告書提出日現在の資本金に額及び発行済株式総数

資本金の額 1,874,541,208円
発行済株式総数 普通株式 2,713,303株

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 北海道財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第3四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月10日 北海道財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月24日

株式会社ジーンテクノサイエンス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日野原 克巳

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーンテクノサイエンスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ジーンテクノサイエンスが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月9日

株式会社ジーンテクノサイエンス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寺田 昭仁
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田辺 拓央
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーンテクノサイエンスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。